

喀痰吸引等研修とは

介護職員等が、一定の条件のもとに以下の医療的ケアを実施するため受講する研修です。

喀痰吸引…口腔内、鼻腔内（いずれも咽頭手前まで）、気管カニューレ内部

経管栄養…胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養

喀痰吸引等研修には、以下の研修の種類があります。

研修	対象	喀痰吸引			経管栄養	
		口腔内	鼻腔内	気管カニューレ内	胃ろう・腸ろう	経鼻経管栄養
1号	不特定多数	○	○	○	○	○
2号		△	△	△	△	△
3号	特定	必要な行為についてのみ実施				

京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業において、補助対象となるのは、第3号研修のみです。

認定特定行為業務従事者認定証とは

喀痰吸引等研修を修了した介護職員等に対し、京都府が交付するものです。介護職員等が喀痰吸引等の医療的ケアを実施するには、喀痰吸引等研修を受講し、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要があります。

登録特定行為事業者とは

喀痰吸引等研修を修了し、「認定特定行為業務従事者認定証」を持っている介護職員に、喀痰吸引等を行わせる事業所として、京都府に登録している事業所をいいます。

「喀痰吸引等研修」、「認定特定行為業務従事者認定証」及び「登録特定行為事業者」について、御不明な点等がありましたら、京都府にお問い合わせください。
また、京都府のホームページにも詳細が掲載されています。

【問い合わせ先】

- 第1号・第2号研修に関すること、
- 認定特定行為業務従事者認定証及び登録特定行為従業者に関すること

京都府健康福祉部高齢者支援課

電話番号 075-414-4672

- 第3号研修に関すること

京都府健康福祉部障害者支援課

電話番号 075-414-4653